

令和 8 年度被扶養者資格の再確認の実施について

令和 8 年度における被扶養者の再確認（検認）については、以下の方法により実施しますので、あらかじめお知らせいたします。

1. 目的

被扶養者の定期的な資格の再確認を行うことで、被扶養者資格の適正な認定、また、このことにより医療費及び各種納付金・拠出金の適正化を図ります。

2. 実施期間

令和 8 年 8 月下旬から令和 8 年 12 月中旬まで

3. 対象者

令和 8 年 3 月 31 日以前に認定された被扶養者

4. 実施方法

「マイナンバーによる情報連携による確認」と「調書による確認」の 2 段階で実施します。

【一次審査（8 月下旬）】

- ① 健康保険組合が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーによる情報連携を実施し、被扶養者の収入情報（給与収入、年金収入、事業所得）、同居・非同居の情報を取得します。
- ② 取得した情報により、被扶養者の認定基準を満たしていることが確認できた方は、一次審査で終了します。

【二次審査（11 月～）】

一次審査だけでは、資格の再確認ができなかった方につきましては、被保険者宛に紙の調書を事業主経由で配付しますので、必要事項を記入し、扶養の事実を証明する書類を添えて、事業主経由で組合へ提出してください。

なお、二次審査の対象となる方は、「前年の給与収入等が基準額を超えている方」「事業収入のある方」「別居のため送金記録等の確認が必要な方」「情報連携エラー等により必要な情報が取得できなかった方」等となります。

二次審査の詳細につきましては、後日あらためて当ホームページでお知らせいたします。

【参考】実施根拠規定等

健康保険法施行規則（抄）

（資格確認書の検認又は更新等）

第50条 保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者（任意継続被保険者を除く。次項、第六項及び第七項において同じ。）にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主を経由して保険者に提出しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

4～8 略

9 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする。

保発第 1029004 号

平成 16 年 10 月 29 日

健康保険組合理事長殿

厚生労働省保険局長

組保管掌の健康保険被保険者証の検認及び更新について

組保管掌の健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の検認及び更新については、今後、下記のとおり取り扱うこととしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

また、被保険者証等の利便性の向上等を図る観点から、被保険者証のカード化の推進に向けてご協力を願いたい。

記

1. 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年度実施すること。

2. (略)

保保発第 1029005 号

平成 16 年 10 月 29 日

健康保険組合理事長殿

厚生労働省保険局保険課長

組合管掌の健康保険被保険者証の検認及び更新について

標記については、平成 16 年 10 月 29 日保発第 1029004 号をもって貴職あて通知されたところであるが、その実施に当たっては、同通知によるほか、次の事項に留意の上取り扱われたい。

記

1. 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

2. 以下（略）